

| 電気需給約款（2023年8月） | 電気需給約款（2023年9月）※新約款 |
|--|---|
| <p>電気需給約款 2023年8月1日実施 MCリテールエナジー株式会社</p> | <p>電気需給約款 2023年9月1日実施 MCリテールエナジー株式会社</p> |
| <p>附 則</p> <p>1 本契約の実施期日 本約款は、2023年8月1日から実施します。 本約款実施後の中部電力エリア・関西電力エリアのCO2フリープラン・低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプランにおける新たな料金は、2023年8月検針日～2023年9月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023年8月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023年9月」に該当することとなるため、料金確定通知は2023年10月となります。</p> <p>2023年6月1日実施した電気需給約款の東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアのきほんプラン・かんたんプランにおける新たな料金は、2023年6月検針日～2023年7月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 また、東北電力エリア・東京電力エリアの電灯需要および動力需要の全てのプランにおける新たな燃料費調整額は、2023年6月検針日～2023年7月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023年6月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023年7月」に該当することとなるため、料金確定通知は2023年8月となります。</p> <p>2023年5月1日実施した電気需給約款の四国電力エリアのきほんプラン・かんたんプランにおける新たな料金は、2023年5月検針日～2023年6月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 また、四国電力エリアの電灯需要および動力需要（四国電力エリアの全てのプラン）における新たな燃料費調整額は、2023年5月検針日～2023年6月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023年5月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023年6月」に該当することとなるため、料金確定通知は2023年7月となります。</p> | <p>附 則</p> <p>1 本契約の実施期日 本約款は、2023年9月1日から実施します。 本約款実施後の東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアのCO2フリープラン・低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプランにおける新たな料金は、2023年9月検針日～2023年10月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023年9月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023年10月」に該当することとなるため、料金確定通知は2023年11月となります。</p> <p>2023年8月1日実施した電気需給約款の中部電力エリア・関西電力エリアのCO2フリープラン・低圧電力きほんプラン・低圧電力かんたんプランにおける新たな料金は、2023年8月検針日～2023年9月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023年8月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023年9月」に該当することとなるため、料金確定通知は2023年10月となります。</p> <p>2023年6月1日実施した電気需給約款の東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアのきほんプラン・かんたんプランにおける新たな料金は、2023年6月検針日～2023年7月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 また、東北電力エリア・東京電力エリアの電灯需要および動力需要の全てのプランにおける新たな燃料費調整額は、2023年6月検針日～2023年7月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023年6月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023年7月」に該当することとなるため、料金確定通知は2023年8月となります。</p> |
| <p>別紙 1 燃料費調整</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。 ・燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> | <p>別紙 1 燃料費調整</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。 ・燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> |

別表：燃料費調整単価算出係数等

| 供給地域 | α | β | γ |
|---------|--------|--------|--------|
| 東北電力エリア | 0.0247 | 0.2573 | 0.8912 |
| 東京電力エリア | 0.0047 | 0.3829 | 0.6581 |
| 中部電力エリア | 0.0275 | 0.4792 | 0.4275 |
| 関西電力エリア | 0.0140 | 0.3483 | 0.7227 |
| 中国電力エリア | 0.1543 | 0.1322 | 0.9761 |
| 四国電力エリア | 0.0845 | 0.0699 | 1.1962 |

| 供給地域 | 基準燃料価格 | 基準単価 |
|---------|----------|------------|
| 東北電力エリア | 85,400 円 | 22.0 銭/kWh |
| 東京電力エリア | 94,200 円 | 18.3 銭/kWh |
| 中部電力エリア | 45,900 円 | 23.3 銭/kWh |
| 関西電力エリア | 27,100 円 | 16.5 銭/kWh |
| 中国電力エリア | 26,000 円 | 24.5 銭/kWh |
| 四国電力エリア | 80,300 円 | 16.1 銭/kWh |

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表：燃料費調整単価算出係数等

| 供給地域 | α | β | γ |
|---------|--------|--------|--------|
| 東北電力エリア | 0.0247 | 0.2573 | 0.8912 |
| 東京電力エリア | 0.0047 | 0.3829 | 0.6581 |
| 中部電力エリア | 0.0275 | 0.4792 | 0.4275 |
| 関西電力エリア | 0.0140 | 0.3483 | 0.7227 |
| 中国電力エリア | 0.0406 | 0.0992 | 1.1994 |
| 四国電力エリア | 0.0845 | 0.0699 | 1.1962 |

| 供給地域 | 基準燃料価格 | 基準単価 |
|---------|----------|------------|
| 東北電力エリア | 85,400 円 | 22.0 銭/kWh |
| 東京電力エリア | 94,200 円 | 18.3 銭/kWh |
| 中部電力エリア | 45,900 円 | 23.3 銭/kWh |
| 関西電力エリア | 27,100 円 | 16.5 銭/kWh |
| 中国電力エリア | 80,300 円 | 21.2 銭/kWh |
| 四国電力エリア | 80,300 円 | 16.1 銭/kWh |

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別紙 3 電灯需要料金表

(東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア)

3. 毎晩充電し放題！プラン（60 A 以下）

(2) 毎晩充電し放題！プランに係る特則

毎晩充電し放題！プランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に記載のみなご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。

(b) 毎晩充電し放題！プランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。

(c) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランですので、お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

別紙 3 電灯需要料金表

(東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア)

3. 毎晩充電し放題！プラン（60 A 以下）

(2) 毎晩充電し放題！プランに係る特則

毎晩充電し放題！プランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に記載のみなご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。

(b) 毎晩充電し放題！プランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。

(c) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランです。万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、お申込をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにご契約中のお客さまにおいては、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

(d) 毎晩充電し放題！プランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客さまが実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、毎日午前1時から午前5時までの時間帯も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東北電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 330 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 495 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 660 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 990 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 1,320 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 1,650 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 1,980 円 00 銭 |

東京電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|------|--------|
|------|--------|

- お客さまのEV・PHEVの保有が確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をしていただきます。
- 同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。
- 当社がお客さまの電力使用量を調査した結果、EV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合。

(d) 毎晩充電し放題！プランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客さまが実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。他の小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、毎日午前1時から午前5時までの時間帯も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東北電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 700 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 1,050 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 1,400 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 2,100 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 2,800 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 3,500 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 4,200 円 00 銭 |

東京電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|------|--------|
|------|--------|

電気需給約款（2023年8月）

| | |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

中部電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においても、みなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

東北電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 58 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 33 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 29 円 28 銭 |

東京電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 88 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 26 円 48 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 30 円 57 銭 |

中部電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|-----|--------|
|-----|--------|

電気需給約款（2023年9月）※新約款

| | |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 700 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 1,050 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 1,400 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 2,100 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 2,800 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 3,500 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 4,200 円 00 銭 |

中部電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 700 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 1,050 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 1,400 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 2,100 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 2,800 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 3,500 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 4,200 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においても、みなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

東北電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 29 円 71 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 46 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 41 銭 |

東京電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 00 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 60 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 69 銭 |

中部電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|-----|--------|
|-----|--------|

| 電気需給約款（2023年8月） | | 電気需給約款（2023年9月）※新約款 | |
|--|-----------|--|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 04 銭 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 33 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 51 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 80 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 46 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 75 銭 |
| <p>4. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA～49kVA）</p> <p>(2) 毎晩充電し放題！プランに係る特則</p> <p>毎晩充電し放題！プランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> <p>(a) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。</p> <p>(b) 毎晩充電し放題！プランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。</p> <p>(c) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランですので、お客様のEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <p>(d) 毎晩充電し放題！プランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客様が実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客様の電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。</p> <p>(4) 契約容量</p> <p>(a) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙6（負荷設備の入力換算容量）に定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</p> | | <p>4. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA～49kVA）</p> <p>(2) 毎晩充電し放題！プランに係る特則</p> <p>毎晩充電し放題！プランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> <p>(a) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。</p> <p>(b) 毎晩充電し放題！プランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。</p> <p>(c) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランです。万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、お申込をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにご契約中のお客様においては、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • お客様のEV・PHEVの保有が確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出をいただきます。 • 同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。 • 当社がお客様の電力使用量を調査した結果、EV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合。 <p>(d) 毎晩充電し放題！プランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客様が実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客様の電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。</p> <p>(4) 契約容量</p> <p>契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず(c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。</p> <p>(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙6（負荷設備の入力換算容量）に定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とし</p> | |

電気需給約款（2023年8月）

電気需給約款（2023年9月）※新約款

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

(b) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙 5（契約電力・契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

(c) お客さまから (a) または (b) のお申し出を受けた場合で、当社において契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと認める場合に限り、契約容量は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、毎日午前 1 時から午前 5 時までの時間帯も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東北電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 330 円 00 銭 |

東京電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 286 円 00 銭 |

中部電力エリア

す。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙 5（契約電力・契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、毎日午前 1 時から午前 5 時までの時間帯も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東北電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

東京電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

中部電力エリア

電気需給約款（2023年8月）

電気需給約款（2023年9月）※新約款

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 286 円 00 銭 |

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においてもみなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においてもみなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

東北電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 58 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 33 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 29 円 28 銭 |

東北電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 29 円 71 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 46 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 41 銭 |

東京電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 88 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 26 円 48 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 30 円 57 銭 |

東京電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 00 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 60 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 69 銭 |

中部電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 04 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 51 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 46 銭 |

中部電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 33 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 80 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 75 銭 |

7. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（60 A 以下）

7. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（60 A 以下）

(2) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランに係る特則

毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(2) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランに係る特則

毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象として、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープラン

(a) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象として、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。

における使用電力量)については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。

- (b) 毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。
- (c) 毎晩充電し放題！CO2フリープランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランですので、お客様のEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

(d) 毎晩充電し放題！CO2フリープランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客様が実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客様の電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！CO2フリープラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(5) 料金

「1月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。再生可能エネルギー発電促進賦課金、非化石価値および燃料費調整額は、毎日午前1時から午前5時までの時間帯も含め、お客様が「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東北電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|------------|
| 10 アンペア | 330 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 495 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 660 円 00 銭 |

(b) 毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。

- (c) 毎晩充電し放題！CO2フリープランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランです。万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、お申込をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにご契約中のお客様においては、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - お客様のEV・PHEVの保有が確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出をいただきます。
 - 同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。
 - 当社がお客様の電力使用量を調査した結果、EV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合。

(d) 毎晩充電し放題！CO2フリープランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客様が実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客様の電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！CO2フリープラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(5) 料金

「1月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙1（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。再生可能エネルギー発電促進賦課金、非化石価値および燃料費調整額は、毎日午前1時から午前5時までの時間帯も含め、お客様が「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

東北電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 700 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 1,050 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 1,400 円 00 銭 |

電気需給約款（2023年8月）

| | |
|---------|--------------|
| 30 アンペア | 990 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 1,320 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 1,650 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 1,980 円 00 銭 |

東京電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

中部電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 286 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 429 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 572 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 858 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 1,144 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 1,430 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 1,716 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）で定めるみなしご使用量と毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においても、みなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

東北電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 58 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 33 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 29 円 28 銭 |

東京電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|-----|--------|
|-----|--------|

電気需給約款（2023年9月）※新約款

| | |
|---------|--------------|
| 30 アンペア | 2,100 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 2,800 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 3,500 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 4,200 円 00 銭 |

東京電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 700 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 1,050 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 1,400 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 2,100 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 2,800 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 3,500 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 4,200 円 00 銭 |

中部電力エリア

| 契約電流 | 単価（税込） |
|---------|--------------|
| 10 アンペア | 700 円 00 銭 |
| 15 アンペア | 1,050 円 00 銭 |
| 20 アンペア | 1,400 円 00 銭 |
| 30 アンペア | 2,100 円 00 銭 |
| 40 アンペア | 2,800 円 00 銭 |
| 50 アンペア | 3,500 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 4,200 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）で定めるみなしご使用量と毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においても、みなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

東北電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 29 円 71 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 46 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 41 銭 |

東京電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|-----|--------|
|-----|--------|

| 電気需給約款（2023年8月） | | 電気需給約款（2023年9月）※新約款 | |
|--|-----------|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 88 銭 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 00 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 26 円 48 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 60 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 30 円 57 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 69 銭 |
| 中部電力エリア | | 中部電力エリア | |
| 使用量 | 単価（税込） | 使用量 | 単価（税込） |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 04 銭 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 33 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 51 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 80 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 46 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 75 銭 |
| 8. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（6kVA～49kVA） | | 8. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（6kVA～49kVA） | |
| (2) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランに係る特則 | | (2) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランに係る特則 | |
| 毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 | | 毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 | |
| (a) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象として、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。 | | (a) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象として、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。 | |
| (b) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける料金の算定および算定期間については、第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。 | | (b) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける料金の算定および算定期間については、第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。 | |
| (c) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランですので、お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合、あるいは EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 | | (c) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランです。万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、お申込をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにご契約中のお客さまにおいては、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 <ul style="list-style-type: none"> • お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認をするために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をいただきます。 • 同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。 • 当社がお客さまの電力使用量を調査した結果、EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合。 | |
| (d) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金は、お客さまが実際に EV・PHEV の充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！CO2 フリープラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切 | | (d) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金は、お客さまが実際に EV・PHEV の充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！CO2 フリープラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供 | |

替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(4) 契約容量

- (a) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 6（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(a) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙 5（契約電力・契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

- (c) お客さまから (a) または (b) のお申し出を受けた場合で、当社において契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、契約容量は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。
- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。再生可能エネルギー発電促進賦課金、非化石価値および燃料費調整額は、毎日午前 1 時から午前 5 時までの時間帯も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

- (a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 6（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

- (b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙 5（契約電力・契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

- (c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

- (d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

「1 月」の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。再生可能エネルギー発電促進賦課金、非化石価値および燃料費調整額は、毎日午前 1 時から午前 5 時までの時間帯も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(c) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

電気需給約款（2023年8月）

東北電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 330 円 00 銭 |

東京電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 286 円 00 銭 |

中部電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 286 円 00 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においてもみなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

東北電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 58 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 33 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 29 円 28 銭 |

東京電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 88 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 26 円 48 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 30 円 57 銭 |

中部電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 04 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 51 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 46 銭 |

電気需給約款（2023年9月）※新約款

東北電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

東京電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

中部電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

(d) 電力量料金

電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においてもみなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

東北電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 29 円 71 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 46 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 41 銭 |

東京電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 00 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 60 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 69 銭 |

中部電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 33 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 25 円 80 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 75 銭 |

（関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア）

3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）

(2) 毎晩充電し放題！プランに係る特則

毎晩充電し放題！プランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。
- (b) 毎晩充電し放題！プランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。
- (c) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランですので、お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

(d) 毎晩充電し放題！プランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客さまが実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(4) 最大需要容量

関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの従量電灯Aにおける最大需要容量6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が60アンペア以上であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア以上であるものとみなします。

（関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア）

3. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA未満）

(2) 毎晩充電し放題！プランに係る特則

毎晩充電し放題！プランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(a) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。

(b) 毎晩充電し放題！プランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。

(c) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランです。万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、お申込をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにご契約中のお客さまにおいては、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

- お客さまのEV・PHEVの保有が確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をいただきます。
- 同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。
- 当社がお客さまの電力使用量を調査した結果、EV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合。

(d) 毎晩充電し放題！プランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客さまが実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(4) 最大需要容量

(a) 関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの従量電灯Aにおける最大需要容量6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が60アンペア以上であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア以上であるものとみなします。

| 電気需給約款（2023年8月） | | 電気需給約款（2023年9月）※新約款 | |
|--|--------|--|--------|
| 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 20円76銭 | 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 32円83銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 27円44銭 | 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 39円51銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 29円56銭 | 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 41円63銭 |
| 四国電力エリア | | 四国電力エリア | |
| | 単価（税込） | | 単価（税込） |
| 11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 20円37銭 | 11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 30円66銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 26円99銭 | 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 37円28銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 30円50銭 | 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 40円79銭 |
| 4. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA～49kVA） | | 4. 毎晩充電し放題！プラン（6kVA～49kVA） | |
| (2) 毎晩充電し放題！プランに係る特則 | | (2) 毎晩充電し放題！プランに係る特則 | |
| 毎晩充電し放題！プランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 | | 毎晩充電し放題！プランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。 | |
| (a) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。 | | (a) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。 | |
| (b) 毎晩充電し放題！プランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。 | | (b) 毎晩充電し放題！プランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。 | |
| (c) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランですので、お客様のEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 | | (c) 毎晩充電し放題！プランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランです。万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、お申込をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにご契約中のお客様においては、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> • お客様のEV・PHEVの保有が確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客様は、すみやかにご提出をいただきます。 • 同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。 • 当社がお客様の電力使用量を調査した結果、EV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合。 | |
| (d) 毎晩充電し放題！プランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客様が実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客様の電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。 | | (d) 毎晩充電し放題！プランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客様が実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客様の電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客様ご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。 | |

(4) 契約容量

(a) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 6（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

(b) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙 5（契約電力・契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

(c) お客さまから(a) または (b) のお申し出を受けた場合で、当社において契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと認める場合に限り、契約容量は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、毎日午前 1 時から午前 5 時までの時間帯も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 396 円 00 銭 |

中国電力エリア

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 6（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙 5（契約電力・契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、毎日午前 1 時から午前 5 時までの時間帯も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

| 契約容量 | 単価（税込） |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

中国電力エリア

| 電気需給約款（2023年8月） | | 電気需給約款（2023年9月）※新約款 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|--|--------|-------------------------------|------------|--|-----------|----------------------------|-----------|---|------------|-----|--------|-------------------------------|-----------|---|-----------|----------------------------|-----------|
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約容量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>407 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 契約容量 | 単価（税込） | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 407 円 00 銭 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約容量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>700 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 契約容量 | 単価（税込） | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 | | | | | | | | |
| 契約容量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 407 円 00 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約容量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四国電力エリア | | 四国電力エリア | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約容量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>374 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 契約容量 | 単価（税込） | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 374 円 00 銭 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約容量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>700 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 契約容量 | 単価（税込） | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 | | | | | | | | |
| 契約容量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 374 円 00 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約容量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (b) 電力量料金 | | (b) 電力量料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においてもみなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。</p> | | <p>電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においてもみなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関西電力エリア | | 関西電力エリア | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 91 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>21 円 12 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 63 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 使用量 | 単価（税込） | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 91 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 12 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 23 円 63 銭 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 91 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>21 円 12 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 63 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 使用量 | 単価（税込） | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 91 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 12 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 23 円 63 銭 |
| 使用量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 91 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 12 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 23 円 63 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 91 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 12 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 23 円 63 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中国電力エリア | | 中国電力エリア | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 07 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>24 円 16 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 03 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 使用量 | 単価（税込） | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 07 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 24 円 16 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 26 円 03 銭 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>30 円 14 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 23 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>38 円 10 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 使用量 | 単価（税込） | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 14 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 23 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 38 円 10 銭 |
| 使用量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 07 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 24 円 16 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 26 円 03 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 14 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 23 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 38 円 10 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四国電力エリア | | 四国電力エリア | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>16 円 97 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 50 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>25 円 42 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 使用量 | 単価（税込） | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 16 円 97 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 22 円 50 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 25 円 42 銭 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用量</th> <th>単価（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>27 円 26 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>32 円 79 銭</td> </tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>35 円 71 銭</td> </tr> </tbody> </table> | | 使用量 | 単価（税込） | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 27 円 26 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 32 円 79 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 35 円 71 銭 |
| 使用量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 16 円 97 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 22 円 50 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 25 円 42 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用量 | 単価（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 27 円 26 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 32 円 79 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 35 円 71 銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（6kVA 未満） | | 7. 毎晩充電し放題！CO2 フリープラン（6kVA 未満） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランに係る特則 | | (2) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランに係る特則 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> | | <p>毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (a) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象として、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電 | | (a) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象として、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 電気需給約款（2023年8月） | 電気需給約款（2023年9月）※新約款 |
|--|--|
| <p>気の使用月に応じて当社が設定した別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。</p> <p>(b) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける料金の算定および算定期間については、第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。</p> <p>(c) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランですので、お客さまの EV・PHEV の保有を確認できない場合、あるいは EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <p>(d) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金は、お客さまが実際に EV・PHEV の充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が上がる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。</p> <p>(4) 最大需要容量 関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの従量電灯 A における最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。</p> <p>(5) 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1</p> | <p>に応じて当社が設定した別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。</p> <p>(b) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランにおける料金の算定および算定期間については、第 16 条（料金の算定）の定めを準用します。</p> <p>(c) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランは、EV・PHEV を保有されている方を対象としたプランです。万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、お申込をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにご契約中のお客さまにおいては、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • お客さまの EV・PHEV の保有が確認できない場合。EV・PHEV の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をいただきます。 • 同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。 • 当社がお客さまの電力使用量を調査した結果、EV・PHEV の充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合。 <p>(d) 毎晩充電し放題！CO2 フリープランでは、毎日午前 1 時から午前 5 時までの電力量料金は、お客さまが実際に EV・PHEV の充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！プラン加入前の電気需給契約よりも料金が上がる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。</p> <p>(4) 最大需要容量 (a) 関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの従量電灯 A における最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社の協議によって行います。なお、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるか不明である場合、計量器の最大容量が 60 アンペア以下であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるものとみなします。また、計量器の最大容量が 60 アンペア以上であれば、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア以上であるものとみなします。</p> <p>(b) 電気の使用実態に応じ、契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、6kVA 以上へ契約容量の変更をすることができるものとします。</p> <p>(5) 料金 料金は、以下に定める最低料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1)</p> |

電気需給約款（2023年8月）

（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値は、毎日午前1時から午前5時までの時間帯も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 最低料金

最低料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。なお、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。

関西電力エリア

| | |
|---------------|---------------|
| 最初の15キロワット時まで | 341円01銭/ 契約・月 |
|---------------|---------------|

中国電力エリア

| | |
|---------------|---------------|
| 最初の15キロワット時まで | 336円87銭/ 契約・月 |
|---------------|---------------|

四国電力エリア

| | |
|---------------|---------------|
| 最初の11キロワット時まで | 411円40銭/ 契約・月 |
|---------------|---------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前1時から午前5時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においても、みなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

関西電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|------------------------------------|--------|
| 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 20円31銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 25円71銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 28円70銭 |

中国電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|------------------------------------|--------|
| 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 20円76銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 27円44銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 29円56銭 |

四国電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|-----|--------|
|-----|--------|

電気需給約款（2023年9月）※新約款

によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値は、毎日午前1時から午前5時までの時間帯も含め、お客さまが「1月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 最低料金

最低料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用します。なお、まったく電気を使用しない場合も、最低料金は発生し請求します。

関西電力エリア

| | |
|---------------|-----------------|
| 最初の15キロワット時まで | 3,500円00銭/ 契約・月 |
|---------------|-----------------|

中国電力エリア

| | |
|---------------|-----------------|
| 最初の15キロワット時まで | 3,500円00銭/ 契約・月 |
|---------------|-----------------|

四国電力エリア

| | |
|---------------|-----------------|
| 最初の11キロワット時まで | 3,500円00銭/ 契約・月 |
|---------------|-----------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と、毎日午前1時から午前5時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においても、みなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。

関西電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|------------------------------------|--------|
| 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 20円31銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 25円71銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 28円70銭 |

中国電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|------------------------------------|--------|
| 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき | 32円83銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき | 39円51銭 |
| 300キロワット時をこえる1キロワット時につき | 41円63銭 |

四国電力エリア

| 使用量 | 単価（税込） |
|-----|--------|
|-----|--------|

電気需給約款（2023年8月）

電気需給約款（2023年9月）※新約款

| | |
|---|-----------|
| 11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 20 円 37 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 26 円 99 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 30 円 50 銭 |

| | |
|---|-----------|
| 11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 66 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 37 円 28 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 40 円 79 銭 |

8. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA～49kVA）

8. 毎晩充電し放題！CO2フリープラン（6kVA～49kVA）

(2) 毎晩充電し放題！CO2フリープランに係る特則

毎晩充電し放題！CO2フリープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

(2) 毎晩充電し放題！CO2フリープランに係る特則

毎晩充電し放題！CO2フリープランでは、本約款に定める各供給条件のほか、以下の供給条件が適用されます。

- (a) 毎晩充電し放題！CO2フリープランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。
- (b) 毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。
- (c) 毎晩充電し放題！CO2フリープランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランです。お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合、あるいはEV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用されていることが確認された場合には、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

- (a) 毎晩充電し放題！CO2フリープランは、EV・PHEVを保有されている方を対象として、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金を、実際のご使用量にかかわらず、契約容量および電気の使用月に応じて当社が設定した別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に記載のみなしご使用量に基づいて計算するプランです。ただし、別紙8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）については、事前に通知のうえ、変更させていただく可能性がございます。
- (b) 毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける料金の算定および算定期間については、第16条（料金の算定）の定めを準用します。

(c) 毎晩充電し放題！CO2フリープランは、EV・PHEVを保有されている方を対象としたプランです。万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、お申込をお断りさせていただく場合がございます。また、すでにご契約中のお客さまにおいては、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

- お客さまのEV・PHEVの保有を確認できない場合。EV・PHEVの保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出をいただきます。
- 同一需要場所に電動車用充電設備が設置されていない場合。
- 当社がお客さまの電力使用量を調査した結果、EV・PHEVの充電以外の用途で過度に電力を使用していると判断した場合。

(d) 毎晩充電し放題！CO2フリープランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客さまが実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！CO2フリープラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(d) 毎晩充電し放題！CO2フリープランでは、毎日午前1時から午前5時までの電力量料金は、お客さまが実際にEV・PHEVの充電のために使用された電力量にかかわらず、当社があらかじめ設定した、みなし使用電力量に基づいて算出されます。お客さまの電力使用の程度・パターンによっては、毎晩充電し放題！CO2フリープラン加入前の電気需給契約よりも料金が高くなる可能性がございます。旧事業者から当社への切替えについては、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。旧事業者から当社への切替え後は、当該旧事業者の提供するサービスへの再加入ができなくなる場合がございますので、旧事業者との契約内容をご確認ください。

(4) 契約容量

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず(c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

電気需給約款（2023年8月）

電気需給約款（2023年9月）※新約款

(a) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 6（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

(b) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(a) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙 5（契約電力・契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

(c) お客さまから (a) または (b) のお申し出を受けた場合で、当社において契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、契約容量は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値は、毎日午前 1 時から午前 5 時までの時間帯も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 | 単価（税込） |
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 396 円 00 銭 |

中国電力エリア

| | |
|------|--------|
| 契約容量 | 単価（税込） |
|------|--------|

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 6（負荷設備の入力換算容量）に定める内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

| | |
|-----------------------|----------|
| 最初の 6 キロボルトアンペアにつき | 95 パーセント |
| 次の 14 キロボルトアンペアにつき | 85 パーセント |
| 次の 30 キロボルトアンペアにつき | 75 パーセント |
| 50 キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65 パーセント |

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙 5（契約電力・契約容量の算定方法について）1 により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 1（燃料費調整）1.(1) によって算定された平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合は、別紙 1（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および非化石価値は、毎日午前 1 時から午前 5 時までの時間帯も含め、お客さまが「1 月」に実際に使用された電力量に基づいて計算します。

(c) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

関西電力エリア

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 | 単価（税込） |
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |

中国電力エリア

| | |
|------|--------|
| 契約容量 | 単価（税込） |
|------|--------|

| 電気需給約款（2023年8月） | | 電気需給約款（2023年9月）※新約款 | |
|--|------------|--|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 407 円 00 銭 | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |
| 四国電力エリア | | 四国電力エリア | |
| 契約容量 | 単価（税込） | 契約容量 | 単価（税込） |
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 374 円 00 銭 | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 700 円 00 銭 |
| (b) 電力量料金 | | (d) 電力量料金 | |
| <p>電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においてもみなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。</p> | | <p>電力量料金は、別紙 8（毎晩充電し放題！プランおよび毎晩充電し放題！CO2フリープランにおける使用電力量）に定めるみなしご使用量と毎日午前 1 時から午前 5 時まで以外の時間帯の実際のご使用量とを合計した使用電力量につき、以下の単価を適用して算定します。まったく電気を使用しない場合においてもみなしご使用量に基づいて電力量料金を算定します。</p> | |
| 関西電力エリア | | 関西電力エリア | |
| 使用量 | 単価（税込） | 使用量 | 単価（税込） |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 91 銭 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 17 円 91 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 12 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 21 円 12 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 23 円 63 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 23 円 63 銭 |
| 中国電力エリア | | 中国電力エリア | |
| 使用量 | 単価（税込） | 使用量 | 単価（税込） |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 07 銭 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 30 円 14 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 24 円 16 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 36 円 23 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 26 円 03 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 38 円 10 銭 |
| 四国電力エリア | | 四国電力エリア | |
| 使用量 | 単価（税込） | 使用量 | 単価（税込） |
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 16 円 97 銭 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 27 円 26 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 22 円 50 銭 | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 32 円 79 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 25 円 42 銭 | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 35 円 71 銭 |